

宴会場規約

IWAKI WASHINGTON HOTEL chinzan-so

いわきワシントンホテル椿山荘（以下、「当ホテル」）では、ご宴会・会議又は催事等（以下、「宴会等」）のご契約および、当ホテル宴会場のご利用に関しまして以下の通り定めておりますので、予めご了承ください。なお、個別の契約において、当ホテルとの間で別途取り決めを行う際は、その取り決め条件に従うこととします。

1. お支払い

当ホテルからご提示いたしました最終見積り金額、または宴会等終了後確定したご利用金額を、開催日当日までにお支払いいただきます。

2. 最終確認

- 1) 最終打合せで確認いたしました料理等を用意する人数（以下、「確定人数」）にご変更がある場合には、開催日2日前の正午までに当ホテルへご連絡ください。ご連絡がない場合には確定人数どおりとさせていただきます。
- 2) 開催日当日2日前の正午以降は、ご変更は承れませんので、確定人数より減少した場合でも、確定人数分の料金を頂戴いたします。
- 3) 最終打合せ時において、大幅な人数減等があった場合には取り消し料を別途頂戴することがございますので、ご了承ください。

3. 宴会場の使用時間

- 1) 宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間（以下、「宴会時間」）は、あらかじめ当ホテルとお客様との間で取り決めた時間とし、所定の室料金をお支払いいただきます。
- 2) 宴会時間の前後の準備時間と撤去時間（以下、「設営時間」）の合計が1時間までは無料とさせていただきますが、宴会時間および設営時間を超過した場合は、超過時間に応じて追加料金を頂戴いたします。
- 3) 会場の次の宴会使用時刻の都合により、超過に応じられない場合がございますので、予めご了承ください。

4. 料理の持ち帰り

料理の提供につきましては、宴会場内に限らせていただきます。提供いたしました料理の持ち帰りおよび宿泊される客室への持ち込みは食品衛生上ご遠慮ください。

5. 装飾・レセプタント等の手配

- 1) 宴会等に関する装飾・音響・照明・余興および、レセプタント等につきましては、当ホテルより指定業者に手配させていただきます。
- 2) お客様が直接当ホテル指定業者以外の業者に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するために事前にホテルへご連絡いただき了解を得た後にご手配ください。
- 3) 当ホテルの了解なくお客様が業者を手配されている場合は、業者の入室を断り、または退去していただくことがあります。

6. お客様による直接手配

- 1) 当ホテルの了承のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関する装飾・余興等の機器および機材の搬入・搬出、又は看板等のサイズ、その取付方法、設置場所の設定等につきましては、当ホテルの指示に従って実施していただきます。
- 2) 搬入・搬出、設置等において当ホテルの什器・備品等を使用される場合は、事前に当ホテルへご連絡いただき当ホテルの了解を得てください。
- 3) なお、当ホテル係員・当ホテル指定業者の立会いの必要があると当ホテルが判断した場合には、別途立会料を頂戴いたします。

7. 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）は当ホテルの施設・什器・備品等を破損したり損傷しないよう充分にご注意ください。もし当ホテルの施設・什器・備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関して当ホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理されるか、またはその損害の賠償金をご負担いただきます。

8. 禁止事項

- 1) 次の掲げる事項につきましては禁止させていただいております。
 - ① 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の犬・猫・小鳥その他の動物・家畜類の持ち込み
 - ② 危険物・有毒物・引火性のあるもの・その他有害物の持ち込み
 - ③ 悪臭を発するもの・その他不快感を与えるものの持ち込み

- ④ とばく等風紀を乱す行為、または他のお客様のご迷惑になるような言動
- ⑤ 備品・ご飲食物等の移動または持ち帰り
- ⑥ 利用目的以外のご利用
- ⑦ その他法令で禁じられている行為

- 2) 宴会場での楽器演奏等は事前に担当者にご相談くださいますようお願い申し上げます。他のお客様、会場に迷惑を及ぼすと判断したときは、ご使用をご遠慮いただく場合があります。

9. 宴会等申込みのお断りおよび契約の解除

当ホテルはご利用者（お客様側全ての関係者を含みます）が次の各号に該当する場合において、ご宴会利用の申込みをお断りいたします。またその事実が明らかになった時点で、決定した利用契約および予約を解除いたします。

- 1) 次の事由に該当する者がいる場合

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき
- ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体、またはその法人・団体の構成員であるとき
- ③ 法人または団体でその役員のなかに暴力団員に該当する者があるとき

- 2) 法令または公序良俗に反する行為をされる恐れがあると認められるとき、あるいは他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をする
- 3) 当ホテルもしくは当ホテル職員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき
- 4) 利用の目的・人数・態様等に照らし、他のお客様の生命、身体、財産を害する恐れがあると認められるものがあるとき
- 5) 利用に関し、抗議行動、いやがらせ等（例：街宣車・デモ活動等）が予想され、それらを回避するために必要であると当ホテルが判断した場合であって、これらの判断が合理的なものであるとき
- 6) 伝染病者であると明らかに認められるとき
- 7) この宴会場規約に違反したとき

10. 免責事項

次に定める事由に該当する場合には、免責とさせていただきます。

- 1) 天変地異、自然災害、戦争、テロ、内乱、暴動、紛争、火災その他当ホテルの責に帰することのできない事由により、施設の全部または一部が紛失もしくは毀損するなど宴会等の履行が不可能または著しく困難になったとき
- 2) 法令に基づく公権力の行使、関係官庁の指導、もしくは政府の規制・命令または指導等による宴会場の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生するなど、当ホテルの責に帰することのできない事由により、宴会等の履行が不可能または著しく困難になったとき
- 3) 上記の事由により宴会等の履行が不可能または著しく困難になったときは、宴会等利用契約を解除させていただき、それまでにお支払いいただいた内金は全額ご返金いたします。

11. 取消料

すでにご契約いただいている宴会等をお客様の都合で取消しされる場合、または上記9項の解約の場合は、原則として下記の取消料を頂戴いたします。

- 1) 宴会等ご利用日の40日前より21日前まで。
●ご予約いただいた宴会場の2時間の会議室料の金額
- 2) 宴会等ご利用日の20日前より11日前まで。
●宴会等の見積り金額の50%（サービス料は除く）
- 3) 宴会等ご利用日の10日前より2日前まで。
●宴会等の見積り金額の80%（サービス料は除く）
- 4) 宴会等のご利用日前日より当日まで。
●宴会等の見積り金額の全額（サービス料は除く）